

28 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 社会福祉基金設置規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 26 号

(設置の目的)

第1条 糸魚川市における民間社会福祉事業の推進をはかるため社会福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金は特殊寄付金等をもってこれに充てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は一般会計に繰入れ、次の事業を行う。

- (1) 小地域福祉活動の促進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 青少年・児童健全育成対策の促進
- (4) 低所得層に関する福祉の促進
- (5) 開拓的、先駆的、補完的な民間社会福祉事業の促進
- (6) その他必要と認める事業

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、真にやむを得ない事情が生じた場合に限り会長が理事会の議決を経て処分することができる。

- 2 前項の規程により基金を処分する場合は、予算に定めるところにより、これを一般会計に繰り出すものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。